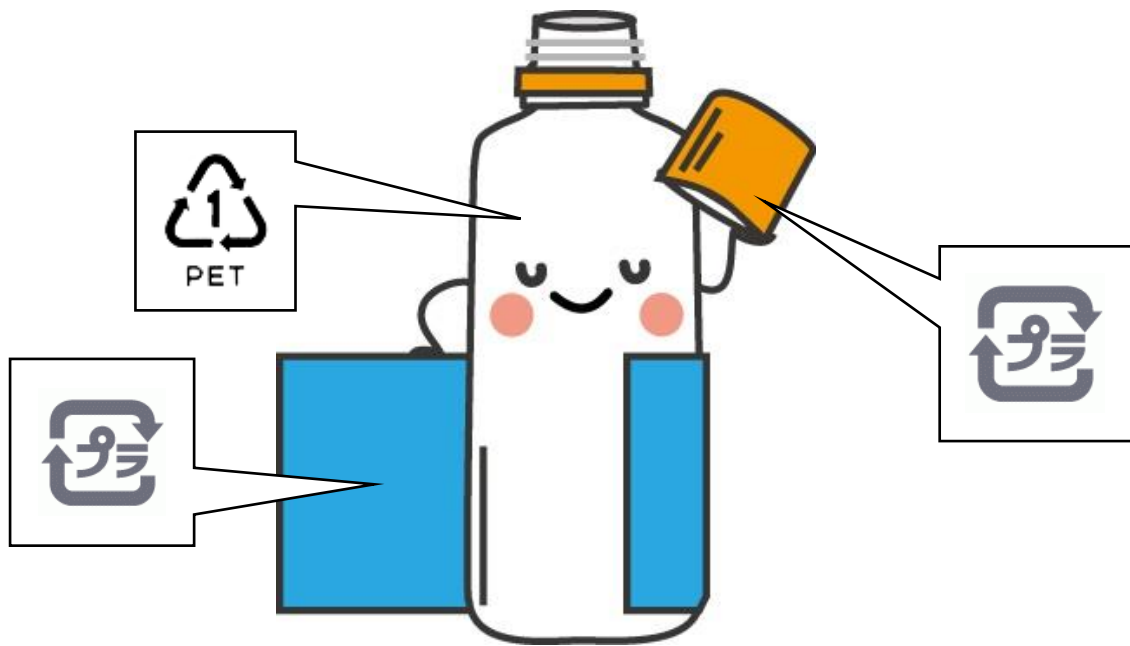


『ペットボトル』の 分別徹底を！！

平成31年4月からは、ペットボトルの分別ができていないと【違反ごみ】になり、収集しませんので、ご注意ください。

ペットボトルは、次のように分別しましょう！



マークは、『**燃えるごみ**』に出してください。



マークは、『**ペットボトル**』に出してください。

※ 調味料などのペットボトルで、ラベルがきれいにはがれない場合は、2つに切って『燃えるごみ』出してください。

【問い合わせ先】 住民環境課 電話：78-3122

